

平成26年1月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、〇〇工業厚生年金基金規約(以下「基金規約」という。)の規定による選択一時金(以下、単に「選択一時金」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇工業厚生年金基金理事長(以下「保険者基金」という。)に対し、選択一時金の裁定を請求した。
- 2 保険者基金は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「①〇〇工業厚生年金基金規約(平成〇年〇月〇日認可)附則第1条及び第2条第1項により、この規約の施行日前に、この規約による変更前の「変更前の規約」附則第12条に定める選択一時金にかかる、給付規程に定める一時金裁定請求書の提出を行い、基金により受理された者ではない。②A様は、上記一時金裁定請求書の添付文書において、同附則第2条第2項に定める天災、地変等やむをえない理由により一時金裁定請求書が施行日前までに提出できなかった場合の正当な理由が証明できる場合に該当することを主張しているものと思われる。しかし、同添付文書は、日本郵便株式会社において、配達事故の有無を調査したが、配達事故を確認することはできなかったことを示すに留まるものであり、当基金からの連絡文書がA様のもとに到達しなかったことを立証するものではなく、同附則第2条第2項に定める正当な理由が証明できる場合に当たらない。」として、選択一時金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)

をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をしたものである。その不服の理由は、本裁決書添付別紙に記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、次の事実が認められる。
  - (1) 本件保険者基金の事業運営は、経済不況の影響を受け、近年急速に悪化することになった。このため保険者基金は、基金財政の健全化に向けて努力してきたが、このままでは早晚掛金率の大幅な引き上げや保険給付のいっそうの減額が不可避となることが明らかとなったことから、平成〇年〇月〇日に開催された代議員会において、基金解散の方針が決議されたところ、基金を解散する場合、「国の代行部分の給付総額に見合った資産(最低責任準備金)」が確保されていなければならないが、保険者基金においては、解散認可日における積立金の額が最低責任準備金を大幅に下回ることが予測されたため、代議員会では、資産確保のための施策の一環として選択一時金の廃止の措置が決議され、規約改正の手续がとられることとなった。(本件保険者基金作成の平成〇年〇月〇日付、同年〇月〇日付及び同年〇月〇日付事業主宛の各書面、〇〇ニュース臨時号、同臨時号(その〇ないしその〇)、〇〇〇WINTER号、同年〇月〇日付第〇回代議員会会議録)
  - (2) そして、この規約改正は平成〇年〇月〇日に厚生労働大臣の認可を得て、平成〇年〇月〇日から遡及して適用するものとされた。「(〇〇工業厚生年金基金規約の一部を変更する規約」と題する書面)
  - (3) この規約改正により平成〇年〇月〇日以降は、選択一時金を受けることができなくなったが、その例外として、基金規約附則第2条第1項には、本件

規約変更の施行日前に一時金裁定請求書を提出し、保険者基金が受理している場合には、従前の例により選択一時金の支給を受けることができ、天災、地変等やむをえない理由により一時金裁定請求書が、施行日前までに提出できなかった場合であって、正当な理由が証明できる場合には、施行日前に提出を行い、保険者基金により受理されたものとみなす旨規定されている。(前同)

(4) 保険者基金は、設立事業所に対し、代議員会において基金解散の方針及び選択一時金の廃止等が決議されたことを内容とするお知らせを通知し、加入員等への周知を依頼するとともに、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの〇回に亘り、事業主及び選択一時金の受給権者宛に「〇〇ニュース」等を郵送し、その中で基金解散の方向性が決定され、それと関連して選択一時金廃止の措置が決議されたことについて説明している。そして、このお知らせには、選択一時金の請求期限として、平成〇年〇月〇日までに保険者基金に到着することが必要である旨が記載されている。(1) 掲記の各資料)

(5) また、保険者基金は、請求人に対し、一時金裁定請求書の用紙と共に「選択一時金用紙の送付について」と題する書面を送付して、選択一時金の提出勸奨を行っている。「選択一時金用紙の送付について」と題する書面及び本件手続の全趣旨)

2 前記認定された事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 企業年金の一種である厚生年金基金が行なう給付は、賃金や退職金と並んで厚生年金基金の加入員等（厚生年金基金の受給者・受給待期者を含む。以下、単に「加入員等」という。）にとり重要な権利であり、原資に加入員等の拠出分が含まれ、支給条件も明確で権利性も強いものであるから、規約の変更によって、加入員等の既得の権

利を奪うことは、原則として許されず、これを剥奪する結果となる規約等の改廃については、そのような不利益を加入員等に受忍させることが許容されるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものであることが必要である。

(2) このような見地から検討するに、保険者基金は、前記認定のとおり、基金財政の健全化を試みたが、正常化の展望を描くことができず、代議員会において解散の方針を決議し、必要とされる最低責任準備金について相当の不足金の発生が予測されたため、資産確保のためやむをえず、選択一時金の廃止の措置を要する事態に至ったものであることを認めることができ、本件規約変更の手続きについても、適正に行われ、厚生労働大臣により認可されているのである。

(3) 請求人は、第2の3記載のように、保険者基金側の加入員に対する周知が不十分であり、平成〇年〇月〇日までに請求しなければならぬとは聞いていなかった旨主張するのであるが、上記認定した事実を照らして、これが不十分であったと認めることはできない。

(4) また、請求人は、平成〇年〇月〇日に保険者基金が送付した一時金裁定請求書用紙が不着だったので、一時金裁定請求書を提出することができなかった旨も主張するのであるが、郵便事故等の存在は認められず、その不提出が天災、地変等やむを得ない理由によるものと認めることもできない。

(5) そうすると、原処分は適法であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。